

# 所信表明

令和3年12月

都留市

本日、令和3年12月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席、誠にご苦勞様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに「水道水源からの揮発性有機化合物の検出」についてであります。本年の11月9日以降に、上水道第一水源からの水道水を飲用している数名の市民の方から水道水から異臭がするという連絡が入りました。これを受け、水源等9か所の水質検査を実施したところ、平成28年に検出された場所と同一の上水道第一水源を含む計4か所から当時の約7分の1の濃度の揮発性有機化合物である「エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル」通称「ETBE(イー・ティー・ビー・イー)」が検出されました。そのため、上水道第一水源からの給水を完全に停止し、他の水源に切り替える措置を取るとともに富士・東部保健所へ報告し、住民への周知及び報道機関への情報提供を行い、富士・東部林務事務所と連携する中で、原因を究明すべく調査を開始いたしました。また、前回の収束宣言以降も継続しておりました水質検査では、これまで検出されていませんでしたが、今回、ETBEが検出されたことを踏まえ、不法投棄等の可能性も視野に入れ、調査する必要があります。本市といたしましては、市民の皆様への安心・

安全な水道水の供給に万全を期す中で、引き続き、県とも連携し、原因の究明に取り組んでまいります。

次に、「新型コロナウイルスのワクチン接種」につきましては、3回目の接種を、本年12月から開始するとの方針が国から示され、本市におきましても、現在、接種券の発送、接種計画の策定等の準備を進めているところであります。多くの方にワクチン接種をしていただくことが、感染症の拡大を抑えることに繋がるため、接種を希望する方が確実に接種を受けられるよう、引き続き、都留医師会をはじめとする医療機関の皆様のご協力をいただき、円滑な接種体制の整備に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症は、海外での深刻な感染再拡大、変異株である「オミクロン株」が発見され、国内でも同株の感染者が発生しており、新規陽性者は減少傾向にあるものの、依然として、予断を許さない状況であります。市民の皆様には、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いいたします。

さて、去る11月に執行されました都留市長選挙におきまして、当選の栄誉に浴し、引き続き、市政を担当させていただくこととなりました。改めて、市長という職責の重さに身の引き締まる思いであり、皆様から寄せられました信頼と期待に応えるため、緊蹙一番、力を尽くしていく所存であります。

ここで、私の新たな任期における取り組みについて、その方向性を『第 6 次都留市長期総合計画』の分野ごとにお示しいたします。

まず、産業・基盤分野「創ります！仕事と暮らしの充実した“まち”」についてであります。

現在、取り組んでおります「生涯活躍のまち・つる」事業の複合型居住プロジェクトを、まず完成させ、都留文科大学と連携しながら、子育て支援と仕事づくりの機能を備えた多世代・多文化との「つながり」のある、安らげる居場所を創出いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の反転攻勢を見据える中、地域経済の活性化を進めるための積極的な対策を講じてまいります。基盤整備として、現在、西部地区で進めております「中山間地域 総合整備 計画事業」を引き続き行うとともに、残りの東部地区の皆様の声も聞きながら、第 2 期の整備計画事業の導入を県に働きかけてまいります。また、市内の渋滞解消と災害発生時の避難路の確保を目的とする中央自動車道側道の県道昇格と、大月市内の国道 20 号バイパスへ接続する新道路の整備実現に向け、国、県及び隣接する大月市・西桂町との勉強会を通じ、早期実現に向けて取り組んでまいります。

次に、福祉・子育て・健康分野「育みます！優しさと元気  
のまち」についてであります。

まず、「都留市立病院」の更なる改革・改善を継続するとともに、住み慣れた、この“まち”で自分らしく暮らし続けることを支えるため、リハビリテーションの充実や、訪問診療などの在宅医療体制を更に強化し、医療サービスの向上を図り、市民の皆様に喜ばれる病院といたします。少子化対策といたしましては、結婚や妊娠、出産といったライフイベントへの各種支援策を充実させていくとともに、「子育て世代 包括支援センター」を核に切れ目のない子育て支援策をはじめ、特に企業等の育児休業取得促進などの育児負担の軽減策を講じ、誰もが子育てに喜びを感じられる環境づくりに努めてまいります。この一環として、親子の居場所づくりとして、田原地区の複合型居住プロジェクト内における子育て支援機能の充実と併せ、その隣接地に大型遊具を備えた大規模公園の整備など、子育て環境の充実に向けて取り組んでまいります。また、誰もが生涯にわたって健康で暮らせるよう、健康増進、介護予防事業を強化するとともに、「いーばしょ」の各地域への増設と内容の充実を図り、高齢者のフレイル予防に力を入れるなど、健康寿命を延伸させます。

次に、教育分野「輝かせます！学びあふれる つるのまち」

についてであります。

まず、教育内容の充実につきましては、都留文科大学の持つ、豊かな知見を市内の小・中学校で活かし、学生アシスタント・ティーチャーに関わる学生の増員など、教育力の更なる向上や、大学を活用した高度な専門教育の還元を進め、企業人材の活用などを絡めながら、これまでにない「探究型」を柱とした新たな教育プログラムの創設に努め、子どもたちの好奇心をかき立て、学びを加速させる本市ならではの教育を展開してまいります。

スポーツ振興につきましては、さまざまな機関・団体との連携を深めながら、「湧水の里ハーフマラソン大会」を始め、市民の健康増進の提供機会を増加させ、市民一人ひとりの心豊かな暮らしの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、生活・環境分野「繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち」についてであります。昨年の「ゼロ・カーボンシティ宣言」に基づき、脱炭素社会の実現に向け、さまざまな取り組みを今後、加速させてまいります。現在策定中の『食品ロス削減推進計画』の中で、食品の損失を、できる限り生まない「まちづくり」に向けた具体的な手立てを盛り込み、社会全体として食料を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ってまいります。

次に、安全・安心、コミュニティ分野「紡ぎます！人と人のつながりのまち」についてであります。本市は、本年 8 月に、国内 17 番目となる「セーフコミュニティ認証都市」となりましたが、今後は、市内小・中学校及び都留文科大学においても、インターナショナル・セーフ・スクールの国際認証取得を目指し、いじめやケガの無い、より安全で健やかな学校づくりを進めてまいります。

最後に、行財政分野「実行します！新しいステージへ」についてであります。これまで、財政健全化に積極的に努め、県内の自治体と比較しても「将来負担比率」と「実質公債費比率」が非常に健全な数値を実現しております。今後とも、この取り組みを継続し、その中でも、できる限り市民の皆様へ、充実した行政サービスの提供を実施してまいりたいと考えております。また、更なる財源確保策として、ふるさと納税を戦略的に P R し、寄附額の増加を狙うことで安定的な自主財源を確保し、重ねて本市の P R にも大きく資する取り組みとしてまいります。なお、各種施策を包括する考え方として、世界共通の持続可能な開発目標である S D G s に対しての取り組みも加速させてまいります。その一つとして、市民総参加を促進させていくため、市内企業等への S D G s の浸透を図る、「都留市 S D G s 宣言事業」の取り組みを実施して

まいります。これは、「宣言」の趣旨に賛同し、SDGsへの取り組みを推進する企業等が、SDGsに取り組む旨の宣言書を本市へ提出することにより、本市がその企業等の取り組みを広く周知し、企業イメージの向上などのバックアップを行うものであります。また、各種施策の実施や行政運営には、市民の皆様の声が非常に重要であります。これまで、コロナ禍により中断しておりました「ふれあい集会」を、感染防止対策を考慮した中で再開し、市民の皆様の声を逐次反映した、透明性のある行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、3期目のスタートにあたり、市政運営の考え方の一端を申し述べましたが、新型コロナウイルス感染症をはじめ、さまざまな課題も山積しております。一つひとつを迅速丁寧に対応し、このまちが、将来にわたって安心して暮らすことのできる、活力ある“まち”として確実に歩みを進めてまいります。

それでは、本定例会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げますとともに、いくつかの事業について、その現状をご説明申し上げます。

はじめに、「公立小・中学校の適正規模・適正配置」についてであります。文部科学省が平成27年に策定した「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、

小・中学校とも全ての学年を合わせて 12 から 18 学級を「標準」とし、これを下回った場合には「学校規模の適正化について検討が必要」とされております。この基準をそのまま本市に当てはめると、ほとんどの小・中学校において適正化の検討が必要となりますが、本市におきましては、学校と地域の関係を考慮し、これまで全ての小・中学校の存続に努めてまいりました。しかしながら、少子化の進行により、一部の学校では、1 学級の児童生徒が、数人程度となり、さらに複式学級も生じており、互いに意見を交わしたり社会性を身に付けたりする場である学校がその役割を十分に果たしているとは言えない状況にもなってきております。そのため、令和元年 7 月に「都留市 小・中学校 適正規模等審議会」を設置し、子どもたち一人ひとりの成長にとってどのような学校の規模や配置が適正なのか、ご審議いただき、本年 3 月に審議会の答申をいただきました。審議会の答申を踏まえ、教育委員会において、最も重要視する基本的視点を、「子ども最優先の視点」、「学校と地域の関係を考慮した視点」、「次代の都留の担い手を育てる視点」の 3 点とする「小・中学校の適正規模・適正配置についての方針」を策定いたしました。また、この方針では、子どもたちにとって、より良い教育環境を整えるため、協力・協働して互いに高め合える、ある程度の『多

様性』と『汎用性』を満たす規模の学習環境を確保することが必要であるとして、1学級に複数の班があり、児童・生徒が意見交換等を行える1班4人で3つの班を作ることができる12人を本市独自の1学級の下限基準といたしました。現時点で、旭小学校と都留文科大学附属小学校がこの下限基準を下回っております。特に、旭小学校は、複式学級も生じており、より良い教育環境の整備が必要であることから、令和5年4月に禾生第一小学校への統合に向け準備を進めることといたしました。なお、都留文科大学附属小学校につきましては、英語特区の教育課程特例校となっていることや、都留文科大学との関係性を考慮し、統合を前提としつつも、その期日等について今後、検討してまいります。学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、地域の交流の場等、さまざまな機能を併せ持っていることから、子どもたちにとって最適な学びの場を整えることができるよう、保護者だけでなく地域住民の皆様に向けての説明会を開催し、十分なお理解を得られるよう努めてまいります。

次に、「高齢者の支援」についてであります。本市の高齢化の状況は、本年4月1日時点で、高齢化率は30.3%と昨年度から0.7ポイント増加し、3割を初めて超えました。さらに長

期化した新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の自粛や人との交流が減少したことで、高齢者の生活は大きく変化し、フレイルが進むとともに、認知症状を有する高齢者がこれまで以上に増加しております。このような中、本市では、本年度より3年間を計画期間とした『第8期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』において、家庭的な環境、また、身近な場所で支援を受けることができる認知症対応型共同生活介護施設の整備を進めることとしております。この整備にあたりましては、本年度中に公募により事業者を選定し、来年度中には施設の整備を完了させ、より質の高いサービスの提供ができるよう進めてまいります。

次に、「ごみの減量化」についてであります。本年3月に示された『第4次 山梨県廃棄物総合計画』の基本方針においては、できる限り「ゴミにしない」との発生抑制を優先するとともに、リデュース・リユース・リサイクルの取り組みの強化に加え、再生可能資源への代替を推進することにより、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を推進することとしております。また、現在、ごみ処理広域化に向け、富士北麓・東部地域の12市町村において、準備を進めておりますが、今後、計画する施設の処理能力は、建設費に大きく影響するものとなるため、焼却処理するゴミの削減を図っていくことは、

喫緊の課題でもあります。そのため、新たなゴミ処理施設の「施設整備基本構想」を策定していく中で、生ゴミのたい肥化を始め資源回収の拡充を図り、設備投資を含めた、ごみ処理費用の縮減を進めるため、各市町村の「一般廃棄物処理基本計画」を見直し、計画する新たなゴミ処理施設の規模、対象物等の詳細を協議し決定していくこととなります。「ごみの減量化」は、SDGsのターゲットに合致するものでありますので、本市でも、より一層の取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「証明書等のコンビニ交付サービス」についてであります。来年3月7日から、マイナンバーカードを利用した全国のコンビニ等のマルチコピー機で住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を開始することとしております。このサービスを利用することにより、コンビニ等で年末年始を除く、朝6時30分から夜11時までの間、ご自身の都合に合わせて、証明書等の取得が可能となりますので、マイナンバーカードの取得と併せ、このサービスのご利用をお願い申し上げます。

次に、「東桂地域コミュニティセンターの建て替え」についてであります。東桂地域コミュニティセンターにつきましては、昭和52年に建設され、以来40年あまりが経過し、施設

の老朽化が進んでおります。このため、防災機能の強化及びユニバーサルデザインの観点を考慮し、また、「十日市場・夏狩湧水群」等の観光拠点としても位置づけた新たな地域コミュニティの拠点として建て替えてまいります。工事につきましては、令和4年度に現建物の解体を行い、年度内の完成を目指しておりますが、この間の集会所機能につきましては、各種団体が継続して活動できるよう代替となる施設を確保するため関係機関との交渉を進めております。住民票の写し等の証明書交付事務につきましては、東桂郵便局への委託を予定しており、また、来年3月7日から開始されるコンビニ交付サービスを利用して証明書の交付を受けることも可能であります。建設中は、市民の皆様にご迷惑をお掛けすることとなりますが、地域の拠点として、より安全で利用しやすい施設となりますよう整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、「商工業の振興」についてであります。本市におきましては、市民への生活支援から市内事業者への経済波及により経済回復を後押しするため「第3弾 都留市コロナに負けるな！市民生活応援商品券」事業を実施し、また、可及的、速やかに影響を受けられた事業者を支援するため、10月より「都留市まん延等防止重点措置適用に伴う事業者支援金」の申請

受付を開始し、12月6日現在、189件の申請を受け付けたところであります。今後も、つるポイントカード店会が実施する「わくわくポイント」の割増事業など、景気回復に向けた民間による事業等を支援し、市内での消費喚起を図ってまいります。

次に「雇用・就業支援対策」についてであります。現在、全国における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、昨年の夏以降で、最も低い水準で推移し、経済の回復基調に伴いハローワーク都留管内における雇用情勢は好転の兆しを見せております。一方で、全国的にみると失業が長期化する傾向が続いていることから、来年2月、ハローワーク都留と連携し、本市において初めての「合同就職面接会」を開催することとなりました。本事業では、市内企業における新たな求人を開拓するとともに、求職者が気軽に参加できる面接機会を提供し、今後の本市における雇用・就業支援強化を図り若者を始めとした「働く世代」の定住促進に繋げてまいりたいと考えております。

次に「観光振興」についてであります。新型コロナウイルス感染症の収束傾向を受け、全国的に観光産業が急速に回復しております。本市といたしましては、今後の観光需要の増加を見据え、ICTを活用した観光PRをはじめ、勝山城の

「御城印」などの新たなコンテンツの作成により、本市への観光客の誘致事業を積極的に推進し、交流人口の増加による地域活性化を推進してまいります。未だ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症ですが、市民の皆様の生活環境を大きく変えることとなり、さまざまな場面に影響を及ぼしております。今後、コロナと共存して行くため、本市といたしましても、これまでも増して、市民の皆様の安全・安心を守ることを最優先に、国や県など関係機関との連携・協力体制を継続し、感染に注意しながらも、社会・経済活動の状況に合わせてながら、市民生活を支えられるよう取り組んでまいります。

それでは、本定例会に付議いたします案件について申し上げます。本議会への提出案件は、一部事務組合の設立案 1 件、条例案 5 件、予算案 5 件、その他の案件 2 件であります。

はじめに、「富士・東部広域環境事務組合の設立の件」についてご説明、申し上げます。「富士・東部広域環境事務組合同規約」の制定につきましては、一部事務組合を設立するため、地方自治法第 284 条の第 2 項の協議を行うにあたり、同法 第 290 条の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、条例案について ご説明申し上げます。まず、「都留市防災会議条例中改正の件」につきましては、防災会

議の委員に多様性及び専門性の高い者を加えることで防災力の向上に資するため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市国民健康保険条例中改正の件」につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に「都留市印鑑条例及び都留市手数料条例中改正の件」につきましては、民間事業者が設置する証明書の自動交付機能を有する機器による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件」につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中改正の件」につきましては、機能別消防団員制度の導入により、消防団員の活動環境を整備し、消防団への入団促進を図るため、所要の改正をするものであります。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。まず、「指定管理者の指定の件・上谷交流センター」につきましては、地方自治法 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会

の議決を経るものであります。

次に、「都留市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の件」につきましては、都留市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、令和3年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、病院事業会計補正予算案についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、9月補正以降に生じた緊急性、必要性のある事業を計上し、編成いたしました。

一般会計につきましては、歳入歳出予算とも4億4千496万7千円を追加し、予算総額を176億8千427万4千円とするものであります。主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

3款 民生費につきましては、介護保険事業の一般会計負担対象費用の追加に伴う繰出金の増額などとして、6千230万5千円を追加するものであります。

4款 衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制整備費用などとして、3億6千636万8千円を追加するものであります。

5款 農林水産業費につきましては、木の幹に害虫が侵入して、急速に葉の変色及び枯死を引き起こす「ナラ枯れ」を防除する委託料などとして290万8千円を追加するものであります。

7款 土木費につきましては、都留文科大学駅前通り線 道路拡幅事業について、権利者との合意が得られたため、拡幅に伴う用地の購入及び建物補償金などとして1千700万円を追加するものであります。なお、事業を来年度に繰り越すものにつきましては、繰越明許費の追加を行い、来年度以降にかけて事業を実施するものにつきましては、債務負担行為の追加を行い、地方債につきましては、起債の変更を行うものであります。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。国民健康保険事業特別会計につきましては、一般被保険者が、保険医療機関で受けた診察等に係る療養費用について、医療給付費の増加による増額などとして、2億4千10万1千円を追加し、予算総額を、30億9千293万6千円とするものであります。

介護保険事業特別会計につきましては、介護保険居宅介護サービス給付費について要介護認定者が利用するサービス費の増加による増額などとして、5千770万2千円を追加し、予算総額を、29億1千788万9千円とするものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療制度の被保険者に対し、マイナンバーカードの取得促進や保険証利用申し込みの勧奨を図る費用として、60万6千円を追加し、予算総額を、5億9千391万7千円とするものであります。

次に、公営企業会計についてご説明申し上げます。病院事業会計につきましては、地域災害拠点病院に指定され、特別交付税基準額が拡大された優遇措置に変更となるため、一般会計負担金の増額などとして、収益的収入に1億6千941万2千円の追加及び資本的収入を52万7千円減額するものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。